

令和3年（ラ）第172号

四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立抗告事件

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

争点と181ガル問題

2023年1月27日

伊方原発運転差止広島裁判弁護団

伊方発電所3号炉

原子力規制委員会の
調査審議及び判断の過程に

看過しがたい過誤、欠落がある

目次

本裁判の争点

主張立証責任

基準地震動等が低水準であるとの主張

南海トラフ地震想定の不合理的

結論

目次

本裁判の争点

主張立証責任

基準地震動等が低水準であるとの主張

南海トラフ地震想定の不合理的

結論

主たる争点

【争点】
規制基準の合理性
規制基準適用の合理性

規制基準自体が不合理だから、観測記録上**低水準な地震動**が設定された？
規制基準適用が不合理だから、観測記録上**低水準な地震動**が設定された？

地震ガイド I 5.2(4)項
「**基準地震動は、最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録によってその妥当性が確認されていることを確認する**」
が適用されなかった。

争点ではないもの

基準地震動を超える地震が到来する
現実的危険性の有無、発生時期

実際の審理において主たる争点となることはない

争点ではないもの

地震の本質

いつどこでどのような規模の地震が起きるかは予知予測できない

現在の法制の基本的な理念

地震による内在的危険の現実化を完全防止することは不可能。



- ①規制基準が合理的
- ②規制基準の適用も合理的で基準地震動が策定された
- ③これに対応する耐震性が認められる



基準地震動を超える地震に伴う原発事故の発生の可能性は社会通念上無視できるほど小さい

争点ではないもの

**基準地震動を超え地震の
具体的・現実的危険性の有無、発生時期**

現在の法制の基本的な理念
そのような立証は地震学者を含め誰もできない
そのような立証を債権者らが試みることもあり得ない

①規制基準が合理的

②規制基準の適用も合理的で基準地震動
が策定された

③これに立証する地震学が認められる

基準地震動を超える地震に伴う原発等事故の発生の可能性は
社会通念上無視できるほど小さい

最終的な立証命題と争点（準備書面9・3頁）

最終的な立証命題

地震に起因する放射性物質の放出によって債権者らの生命、身体が侵害される具体的危険性の有無

最終的な立証命題と争点（準備書面9・3頁）

最終的な立証命題

地震に起因する放射性物質の放出によって債権者らの生命、身体が侵害される具体的危険性の有無

基準地震動が低水準である
低水準であることに特段の事情がない



規制基準の合理性
規制基準適用の合理性
がないのではないか？

~~基準地震動超え地震の
具体的・現実的危険性の
有無、発生時期~~

最終的な立証命題と争点（準備書面9・3頁）

最終的な立証命題

地震に起因する放射性物質の放出によって債権者らの生命、身体が侵害される具体的危険性の有無

主たる争点

規制基準の合理性

基準地震動が規制基準に
低水準であることに特段の事情がない

規制基準適用の合理性

規制基準の合理性
規制基準適用の合理性
がないのではないか？

基準地震動に加え地震の
具体的・現実的危険性の
有無、発生時期

目次

本裁判の争点

主張立証責任

基準地震動等が低水準であるとの主張

南海トラフ地震想定の不合理的

結論

主張立証責任について

【争点】

**規制基準の「合理性」
規制基準適用の「合理性」**



伊方最高裁判決の判断枠組み

規制基準の合理性及び規制基準の適用の合理性

証明を**被告側に求める**

主張立証責任について

伊方最高裁「行政訴訟」判断枠組み

原子炉設置許可処分取消訴訟においては、右処分が前記のような性質を有することに鑑みると、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、**立証責任は、本来、債権者が負うべきもの**と解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持しているなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものと言うべきである。

主張立証責任について

伊方最高裁「行政訴訟」判断枠組み

原子炉設置許可処分取消訴訟においては、右処分が前記のような性質を有することに鑑みると、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、債権者が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持しているなどの点を考慮すると、**被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、**被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものと言うべきである。

主張立証責任について

伊方最高裁「行政訴訟」判断枠組み

原子炉設置許可処分取消訴訟においては、右処分が前記のような性質を有することに鑑みると、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、債権者が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持しているなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、**被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される**ものと言うべきである。

主張立証責任について

伊方最高裁「行政訴訟」判断枠組み

原子炉設置許可処分取消訴訟においては、右処分が前記のような性質を有することに鑑みると、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任を、権利者側から被告行政庁側へ、当該原子炉設置施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持しているなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものと言うべきである。

主張立証責任について

【争点】

規制基準の「合理性」
規制基準適用の「合理性」

「合理性」の有無は規範的要件



原則、**四電が立証責任を負っている**
ただし、**立証責任を負わない当事者**
もある程度の**立証負担を負う**

主張立証責任について

【争点】

規制基準が合理的か否か
規制基準適用が合理的か否か

債権者
が立証
(反証)

基準地震動が低水準
≡ 基準自体が不合理
≡ 基準適用が不合理

規制基準は合理的
規制基準適用は合理的

四電
が立証
(本証)

地域特性・地盤特性等
低水準でも正当化され
る理由

四電
が立証
(本証)

主張立証責任について

原則は債務者側に立証責任が転換

【争点】

規制基準が合理的か、否か
↓
規制基準適用が合理的か、否か

しかし、債権者も反証として立証 (低水準)

規制基準が合理的
規制基準適用は合理的

四電
に立証責任

債権者
に立証責任

基準地震動が低水準
≡ 基準自体が不合理
≡ 基準適用が不合理

被告は低水準であることを踏まえて、 合理性を立証 (地域特性等)

地域特性・地盤特性等
低水準(不合理)を
立証する理由

四電
に立証責任

目次

本裁判の争点

主張立証責任

基準地震動等が低水準であるとの主張

南海トラフ地震想定の不合理的

結論

対比の意義

基準地震動
(650ガル)
南海トラフの地震動
(181ガル)

対比

地震の観測記録

- ・岩手宮城内陸地震 4022ガル
- ・東北地方太平洋沖地震 2933ガル
- ・熊本地震 1740ガルなど

対比の意義

◎ 650ガルという数値の低さを示す一例と

基準地震動

(650ガル)

南海トラフの地震動

(181ガル)

対比

地震の観測記録

- ・岩手宮城内陸地震 402.2ガル
- ・東北地方太平洋沖地震 293.3ガル
- ・熊本地震 174.0ガルなど

地震動が本件原発の解放基盤表面にも到来するはずだ

対比の意義

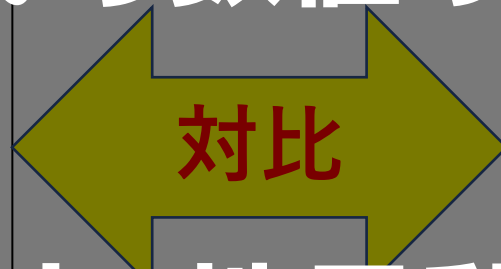
◎ 650ガルという数値の低さを示す一例と

基準地震動

(650ガル)

南海トラフの地震動

× (1800ガル)



地震の観測記録

- ・岩手宮城内陸地震 402.2ガル
- ・東北地方太平洋沖地震 293.3ガル
- ・熊本地震 174.0ガルなど

これらに匹敵する地震動・650ガル超の

地震動が本件原発の解放基盤表面
にも到来するはずだ

多数の客観的な数値



その中で**低水準であるのかどうか**の判断が可能

例) 風速、降雨量、スポーツ記録

論理的な思考：橋梁の例

「この橋梁は、**風速□□メートル**を超える風によって落下の危険があるが、この地点では**風速□□メートル**を超える風は吹きません」

気象**観測記録**上、**風速□□メートル**が
高水準か、低水準か

事実
(気象観測記録)
と対比

低水準の風速であった場合には、
「なぜ低水準の風速で収まるのか」
説明が設置管理者に求められる。

論理的な思考：ダムの場合

「このダムは、上流で一日あたり△△△**ミリメートル**以上の雨が降れば、放水量を超えてしまい決壊のおそれがあるが、このダムの上流地域では一日あたり△△△**ミリメートル**を超える雨は降りません」

気象観測記録上、一日あたり△△△**ミリメートル**が**高水準か、低水準か**

**事実
(気象観測記録)
と対比**

低水準の降水量であった場合には、**「なぜ低水準の降水量で収まるのか」**説明が設置管理者に求められる。

論理的な思考：不動産鑑定 の例

不動産鑑定における机上の計算に基づく
評価額の算定

取引事例における取引価額と対比して鑑定
評価額が合理的か

**事実
(取引事例)
と対比**

鑑定評価額が取引事例における取引価額
と乖離するのなら、鑑定人においてその**乖離
する理由**を説得力を持って説明すべき。

論理的な思考：原発と地震観測記録

「この原発は、基準地震動 **650ガル**以上の地震動が来れば、基準地震動を超えてしまい事故が起きるおそれがあるが、この原発には **650ガル**を超える地震動は来ません」

地震観測記録上、
650ガルが
高水準か、低水準か

事実
(地震観測記録)
と対比

低水準の地震動であった場合には、原発の敷地に限っては **650ガル**までしか来ないことの理由の説明が四電に求められる。

論理的な思考：原発と地震観測記録

「この原発は、基準地震動 **650ガル**以上の地震動が来れば、基準地震動を超えてしまい事故が起きるおそれがあるが、この原発には **650ガル**を超える地震動は来ません」

地震観測記録上、
650ガルが
高水準か、低水準か

事実
(地震観測記録)
と対比

低水準の地震動であった場合には、原発の敷地に限っては650ガルまでしか来ないことの理由の説明が四電に求められる。

地域特性、地盤特性の対比等は、この段階

基準地震動が低水準であることと地域特性の関係

650ガルという基準地震動が合理的かどうか

① 650ガルを超える地震動がどの程度我が国に到来したのか

② 次の手順として、650ガルを超える地震動が到来した観測地点

㊦ 多い → 「本件原発敷地に限っては650ガルを超える地震動は来ない」という主張に根拠があるか？

㊧ ない → 「本件原発敷地に限っては650ガルを超える地震が到来する危険がある」という主張に根拠があるか？

地域特性、地盤特性の対比等は、②の㊦/㊧の段階

目次

本裁判の争点

主張立証責任

基準地震動等が低水準であるとの主張

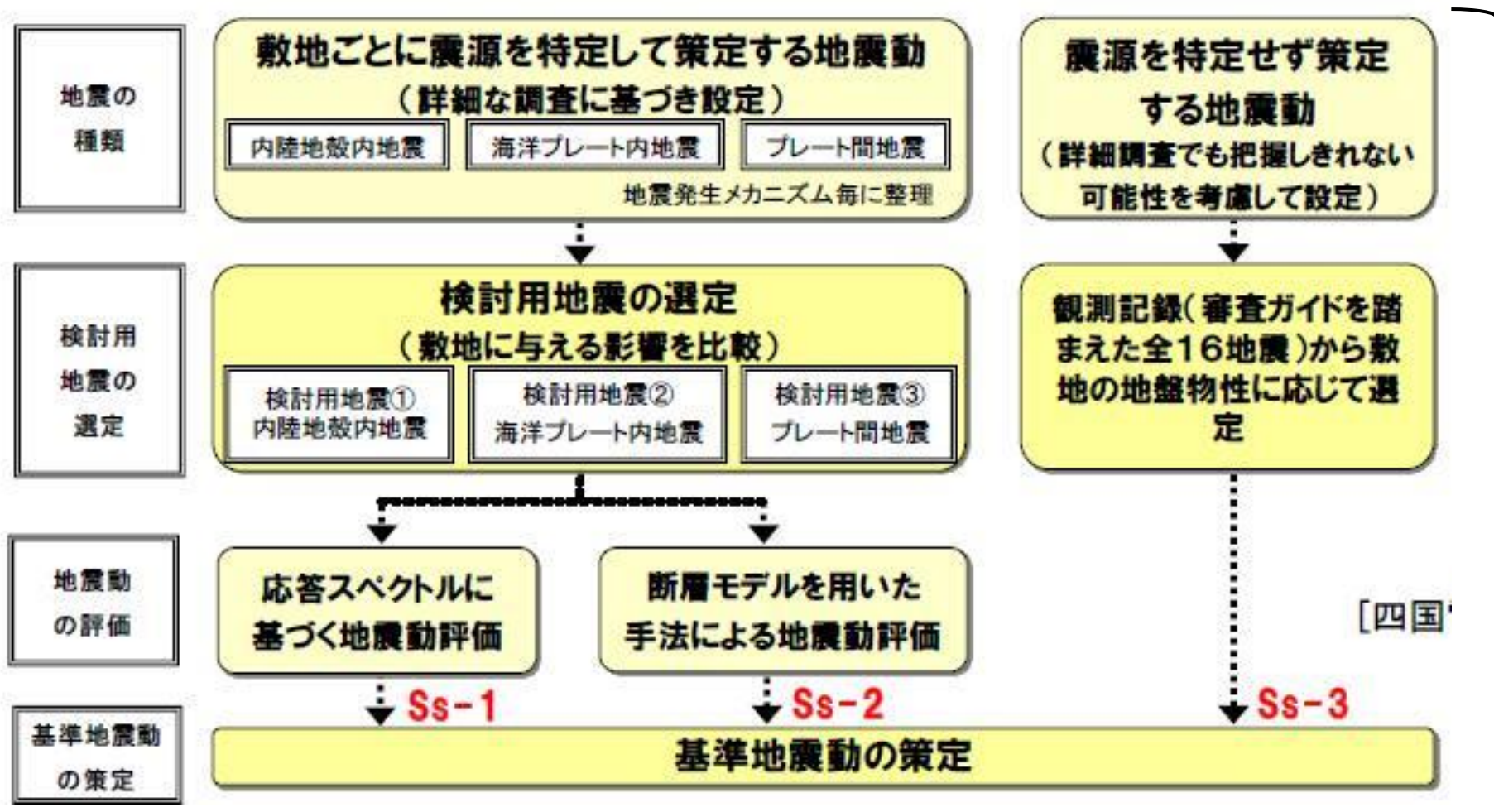
南海トラフ地震想定の不合理的

結論

1 8 1 ガル問題の対象

プレート間地震の検討用地震 の位置付け

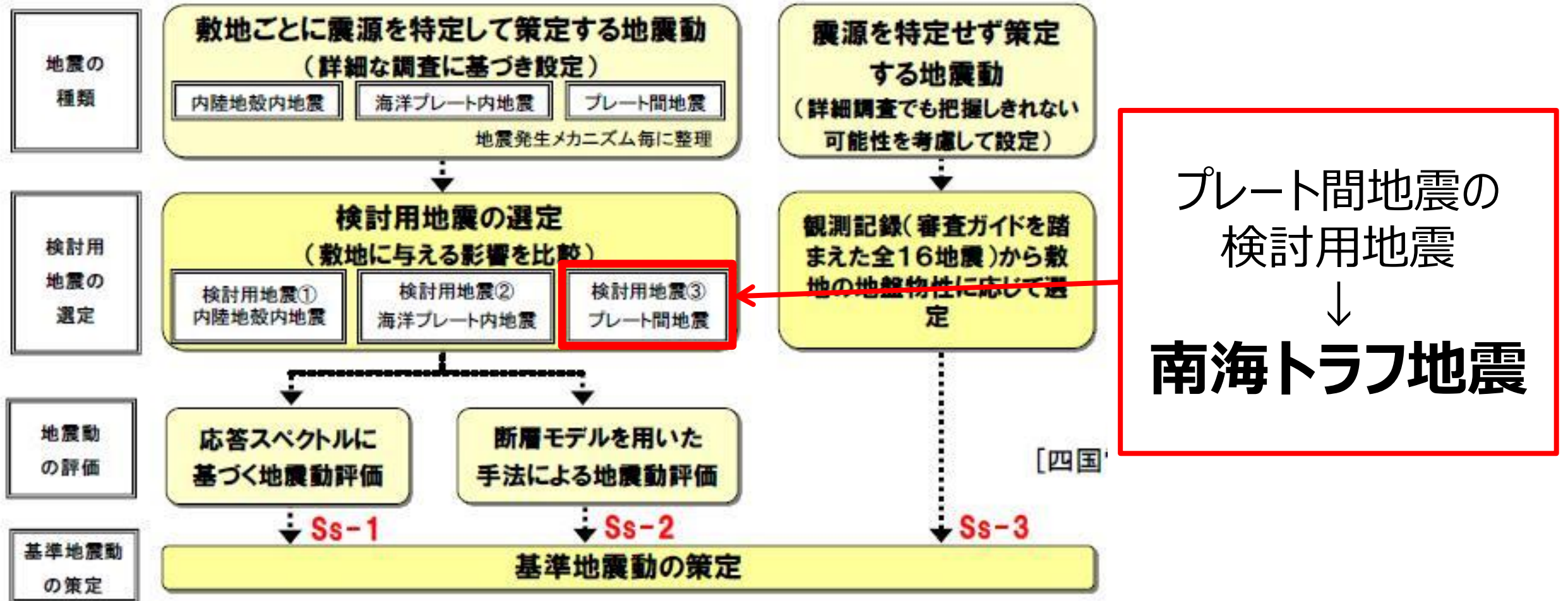
想定南海トラフ地震の位置付け



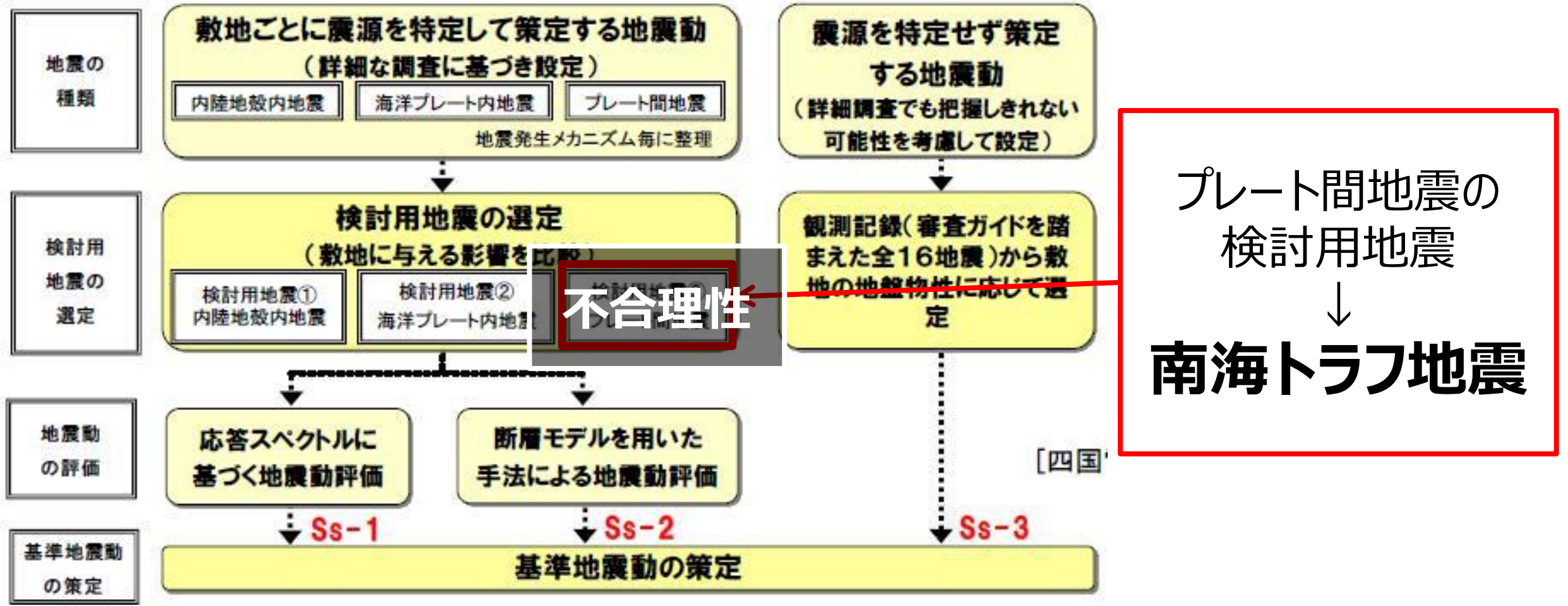
基準地震動の策定フロー

[四国]

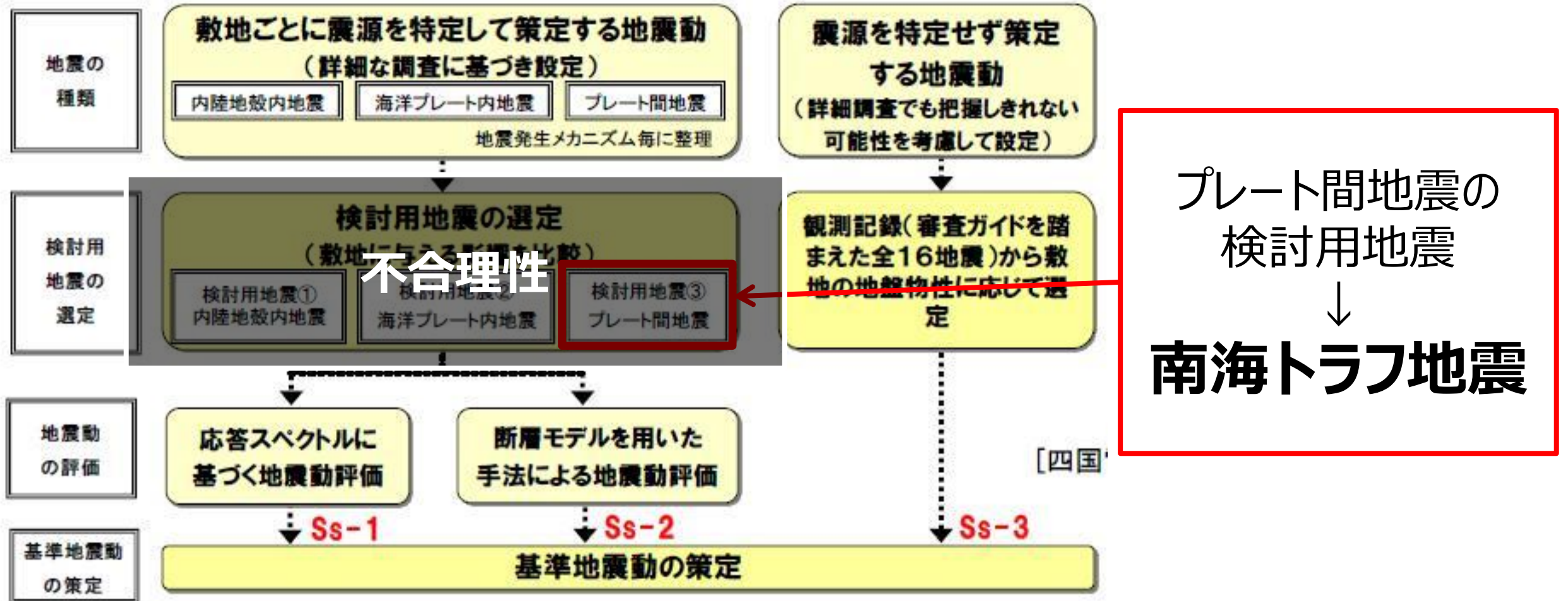
想定南海トラフ地震の位置付け



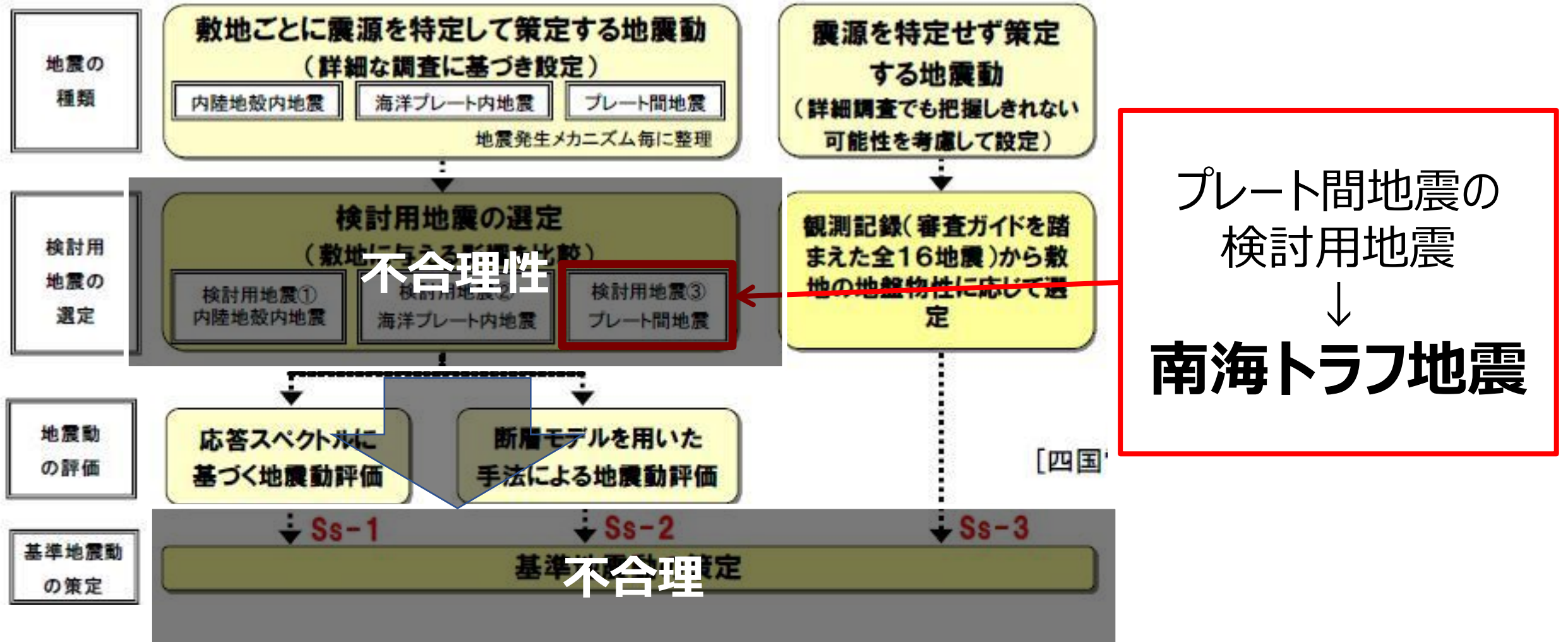
想定南海トラフ地震の位置付け



想定南海トラフ地震の位置付け



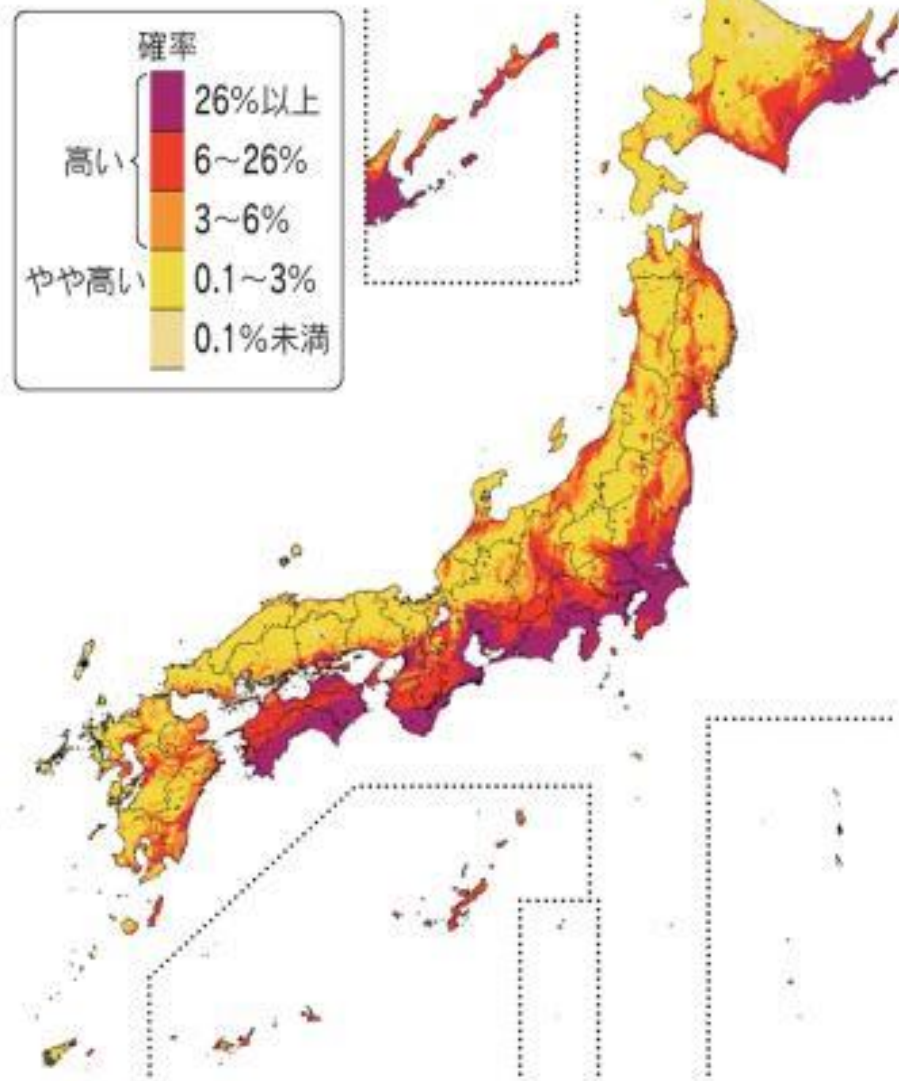
想定南海トラフ地震の位置付け



南海トラフ地震とは

南海トラフ地震の将来発生可能性

今後30年間に大地震(震度6弱以上)
が起きる確率



地震の規模 : M 8 ~ **M 9** クラス

地震発生確率 : **30年**以内に,
70%~80%

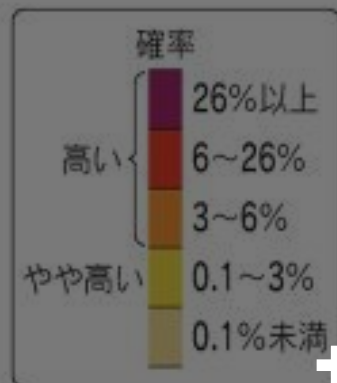
地震後経過率 : 0.85

平均発生間隔 : 88.2年

(甲第73号証)

南海トラフ地震の将来発生可能性

今後30年間に大地震(震度6弱以上)
が起きる確率



南海トラフ地震

地震の規模 : M8 ~ **M9** クラス

地震発生確率 : **30年**以内に,
70%~80%

規模、被害の大きさ、発生確率の高さ

↓
地震後経過率 : 0.85

我が国で最も恐れられている地震

南海トラフ地震 と 本件規定の適用

規制基準中の地震ガイド（甲51）I5.2(4)項

基準地震動は、
最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録
によってその妥当性が確認されていることを確認する



文言上
「最新の知見」及び「震源近傍等で得られた観測記録」
いずれによっても
基準地震動の妥当性が確認されることが必要

地震ガイド（甲51）I5.2(4)項
最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録

（最も重要）

1995年の兵庫県南部地震を契機として地震観測網



20年余の間に判明した科学的知見

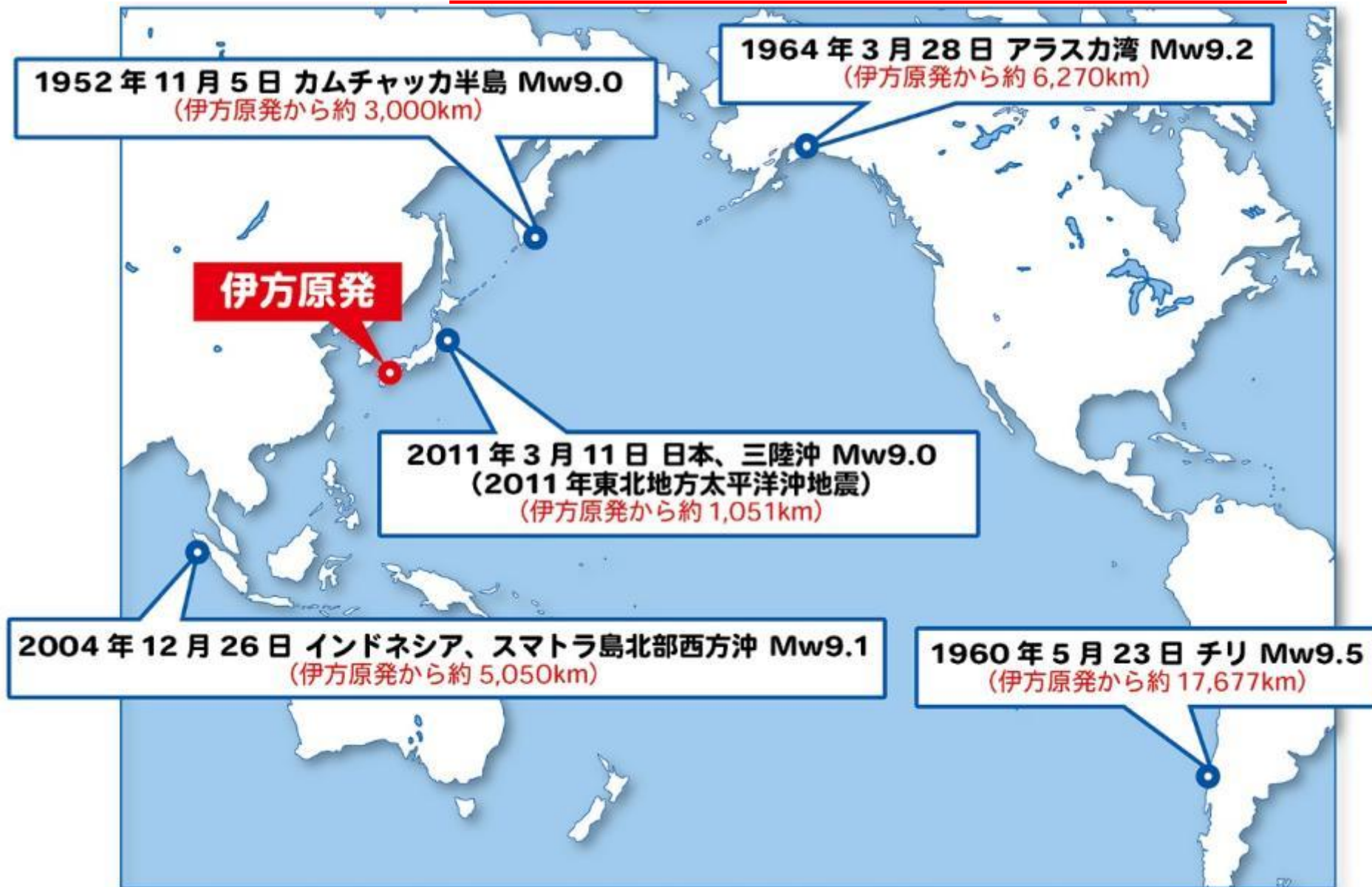
最新の知見

（最も重要）

- 1995年の兵庫県南部地震を契機として地震観測網
- 1000ガルを超える地震動が多数発生
- 2000ガルを超える地震動も発生
- 4022ガルの地震動も発生
- 20年余の間に判明した科学的知見
- 181ガル、650ガルの地震動は平凡な地震動にすぎない

地震ガイド（甲51） I 5.2(4)項

最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録



地震ガイド（甲51）I5.2(4)項
最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録

チリ地震（M9.5）

アラスカ湾地震（M9.2）

インドネシア・スマトラ島北部西方沖地震（M9.1）

カムチャッカ半島地震（M9.0）

東北地方太平洋沖地震



チリの被害の様子 1960年6月5日撮影

写真：AFP=時事

地震ガイド（甲51）I5.2(4)項
最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録

チリ地震（M9.5）

アラスカ湾地震（M9.2）

インドネシア・スマトラ島北部西方沖地震（M9.1）

カムチャッカ半島地震（M9.0）

東北地方太平洋沖地震





地震ガイド（甲51） I 5.2(4)項
最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録

チリ地震（M9.5）

アラスカ湾地震（M9.2）

インドネシア・スマトラ島北部西方沖地震（M9.1）

カムチャッカ半島地震（M9.0）

東北地方太平洋沖地震





https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B9%E3%83%9E%E3%83%88%E3%83%A9%E5%B3%B6%E6%B2%96%E5%9C%B0%E9%9C%87_%282004%E5%B9%B4%29



<https://www.bo-sai.co.jp/sumatrathunami.htm>

地震ガイド（甲51） I 5.2(4)項
最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録

チリ地震（M9.5）

アラスカ湾地震（M9.2）

インドネシア・スマトラ島北部西方沖地震（M9.1）

カムチャッカ半島地震（M9.0）

東北地方太平洋沖地震



https://www.jiji.com/jc/d4?p=flo100&d=d4_quake





地震ガイド（甲51） I 5.2(4)項

最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録



地震ガイド（甲51）I5.2(4)項

最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録



地震ガイド (甲51) I 5.2(4)項

最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録

「震源近傍等で得られた観測記録」

東北地方太平洋沖地震

1952年11月5日 カムチャッカ半島 Mw9.0
(伊方原発から約 3,000km)

1964年3月28日 アラスカ湾 Mw9.2
(伊方原発から約 6,270km)

伊方原発

2011年3月11日 日本、三陸沖 Mw9.0
2011年東北地方太平洋沖地震
(伊方原発から約 100km)

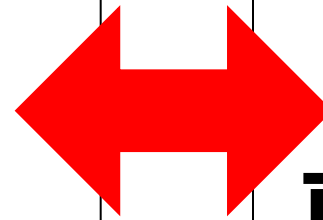
2004年12月26日 インドネシア、スマトラ島北部西方沖 Mw9.1
(伊方原発から約 5,050km)

1960年5月23日 チリ Mw9.5
(伊方原発から約 17,677km)

対比

検討用地震

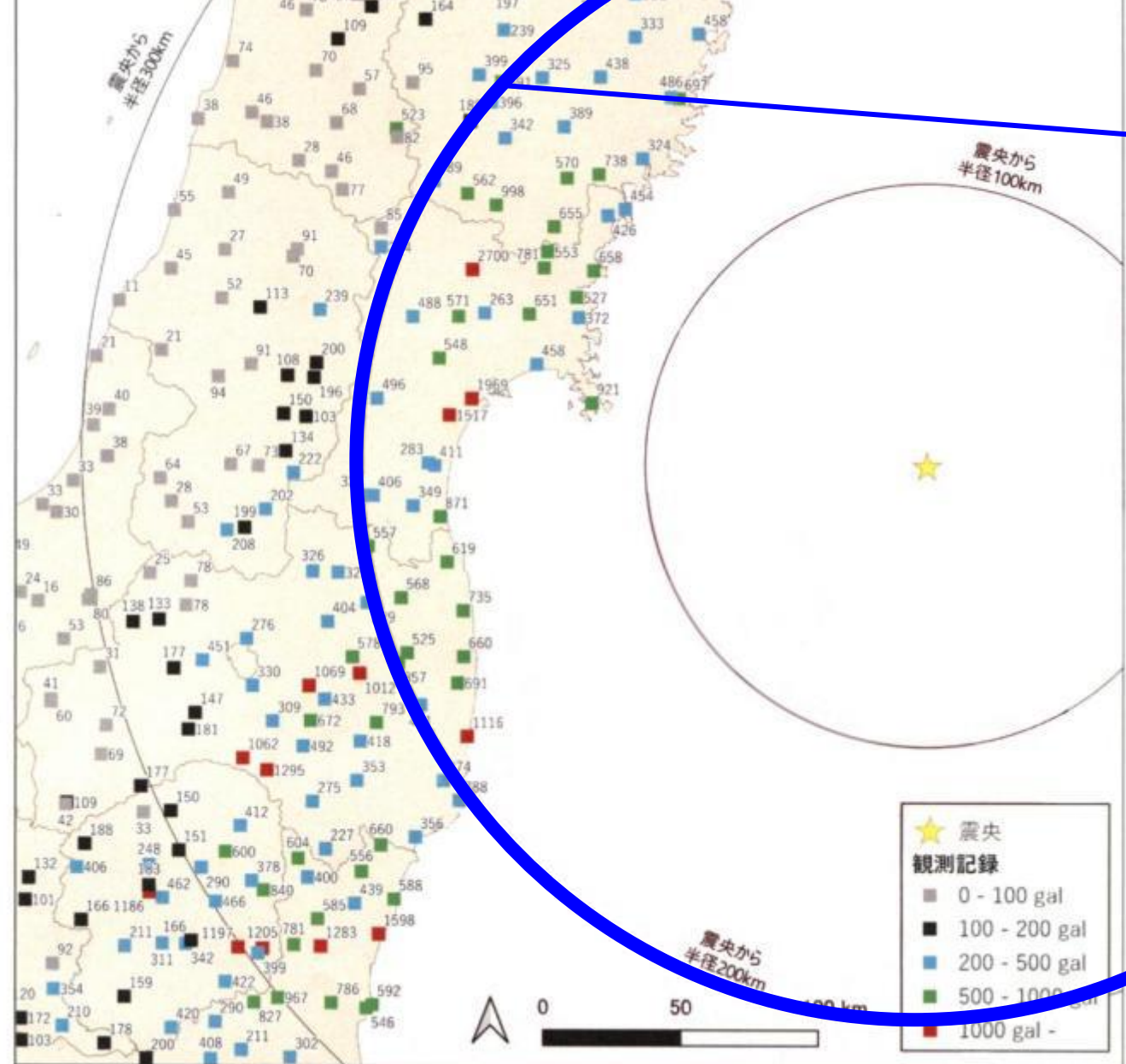
南海トラフ地震
(M9)



地震観測記録

東北地方太平洋沖地震
(M9)

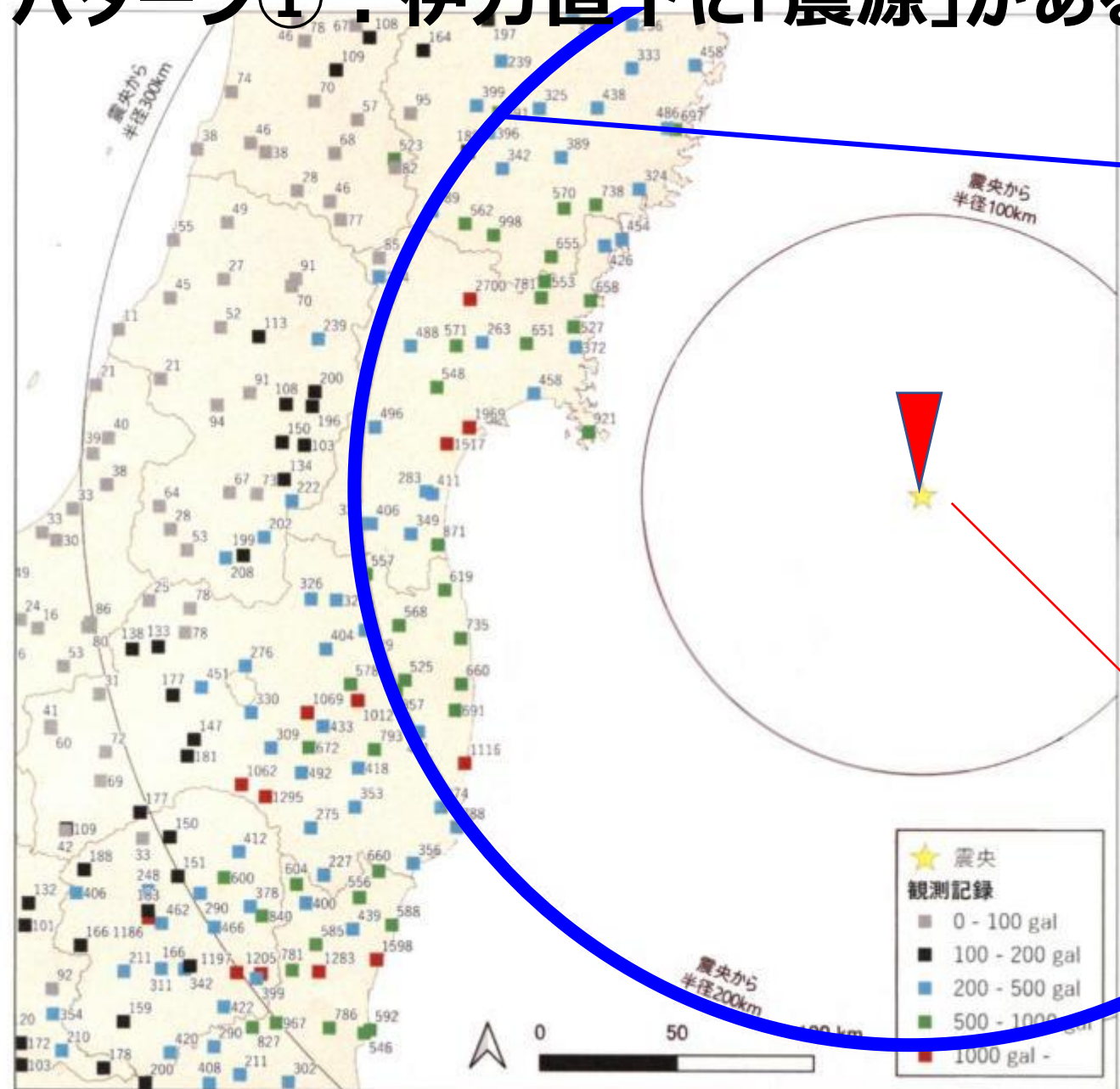
パターン①：伊方直下に「震源」がある場合



**200 km内
181ガルを下回った観測地点
なし**

図中の数字は3成分のうちの最大加速度を記載（単位はガル）

パターン①：伊方直下に「震源」がある場合



**200 km内
181ガルを下回った観測地点
なし**

**直下（深さ41 km）
伊方原発
181ガルが上限**

図中の数字は3成分のうちの最大加速度を記載（単位はガル）

パターン①：伊方直下に「震源」がある場合



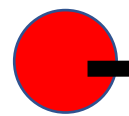
200 km内
181ガルを下回った観測地点
なし

極めて不合理

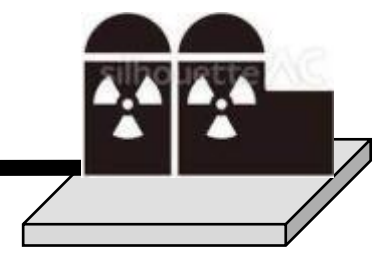
直下（深さ41 km）
伊方原発
181ガルが上限

図中の数字は3成分のうちの最大加速度を記載（単位はガル）

パターン①：伊方直下に「震源」がある場合

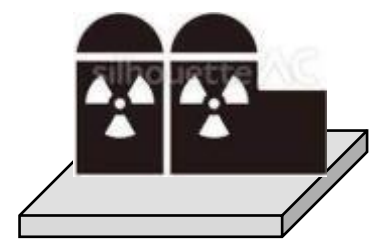


180km

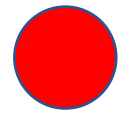


硬い岩盤
(解放基盤表面)

福島第一原発
675ガル



硬い岩盤
(解放基盤表面)

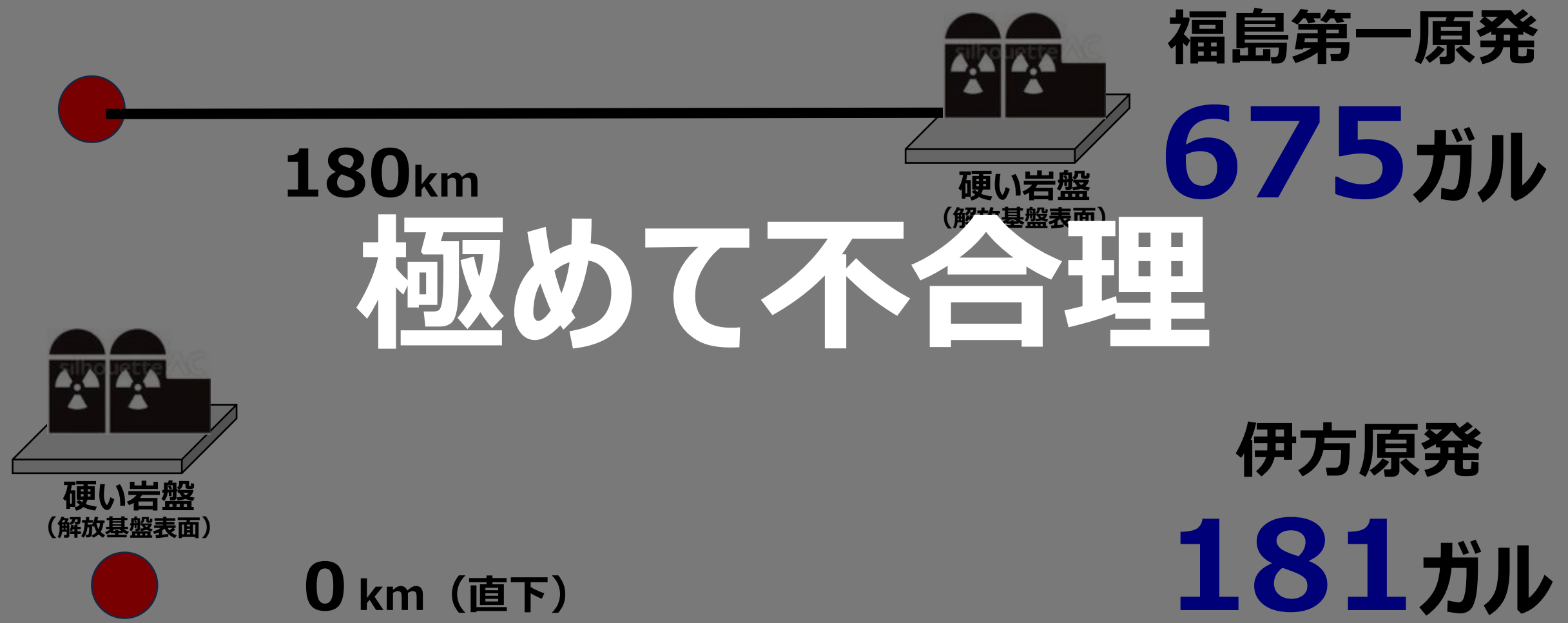


0 km (直下)

伊方原発

181ガル

パターン①：伊方直下に「震源」がある場合



極めて不合理

パターン②：和歌山県沖に「震源」がある場合

地震調査研究推進 本部+J-SHIS	愛媛県

四電

パターン②：和歌山県沖に「震源」がある場合

地震調査研究推進 本部+J-SHIS	愛媛県
SMGAは 伊方原発の直下ではない	
伊方原発の 敷地付近	
400ガル以上	

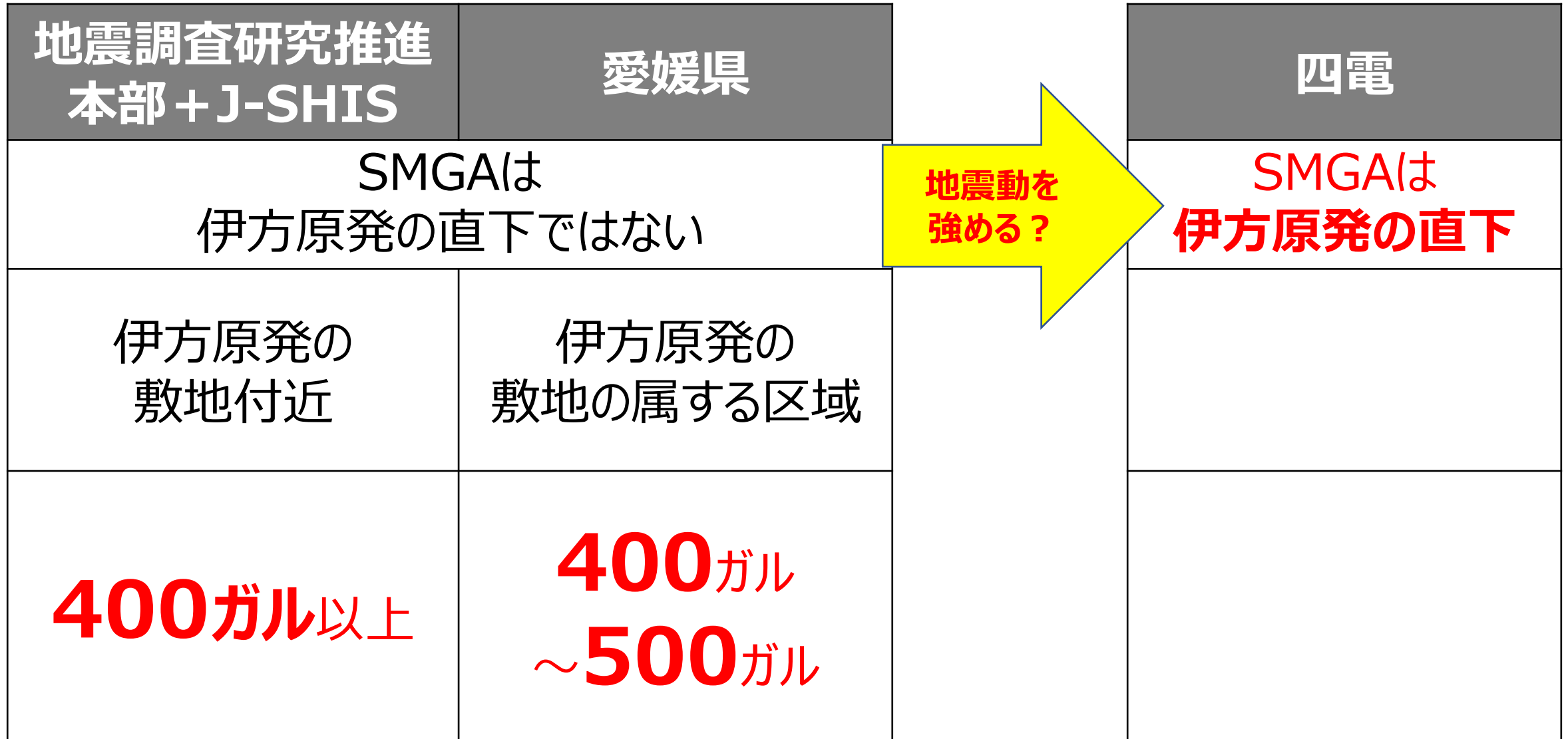
四電

パターン②：和歌山県沖に「震源」がある場合

地震調査研究推進 本部+J-SHIS	愛媛県
SMGAは 伊方原発の直下ではない	
伊方原発の 敷地付近	伊方原発の 敷地の属する区域
400ガル以上	400ガル ～ 500ガル

四電

パターン②：和歌山県沖に「震源」がある場合

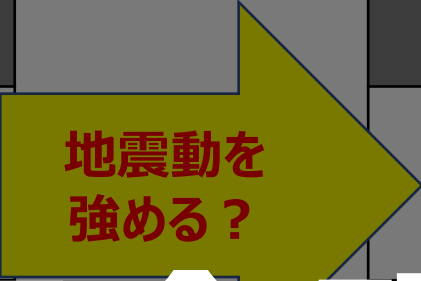


パターン②：和歌山県沖に「震源」がある場合



パターン②：和歌山県沖に「震源」がある場合

地震調査研究推進 本部+J-SHIS	愛媛県	四電
SMGAは 伊方原発の直下ではない	SMGAは 伊方原発の敷地付近	SMGAは 伊方原発の直下
伊方原発の 敷地付近	伊方原発の 敷地の属する区域	伊方原発
400ガル以上	400ガル ~500ガル	181ガル

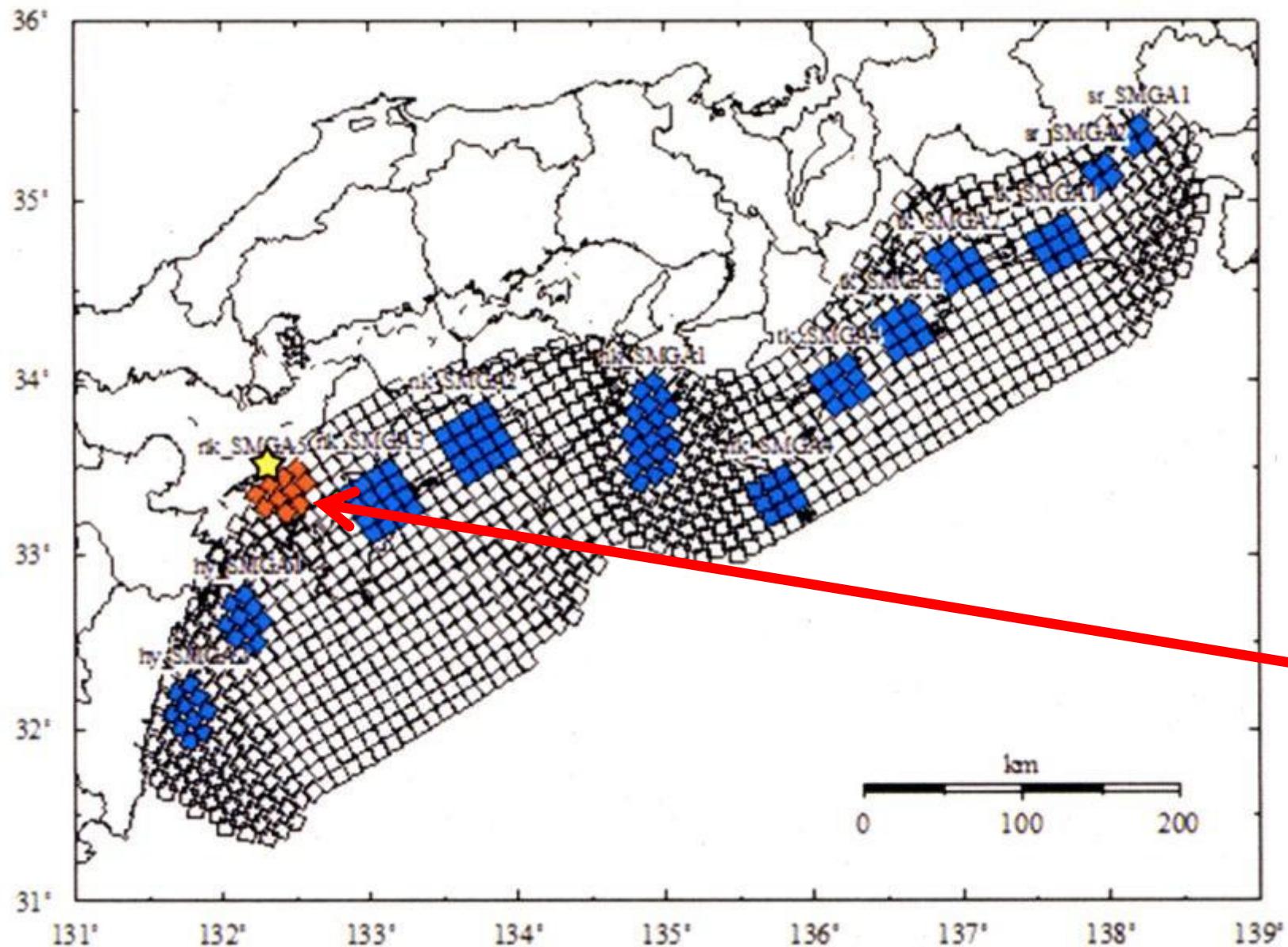


極めて不合理



四電の想定 南海トラフ地震

四電の想定南海トラフ地震



地震規模

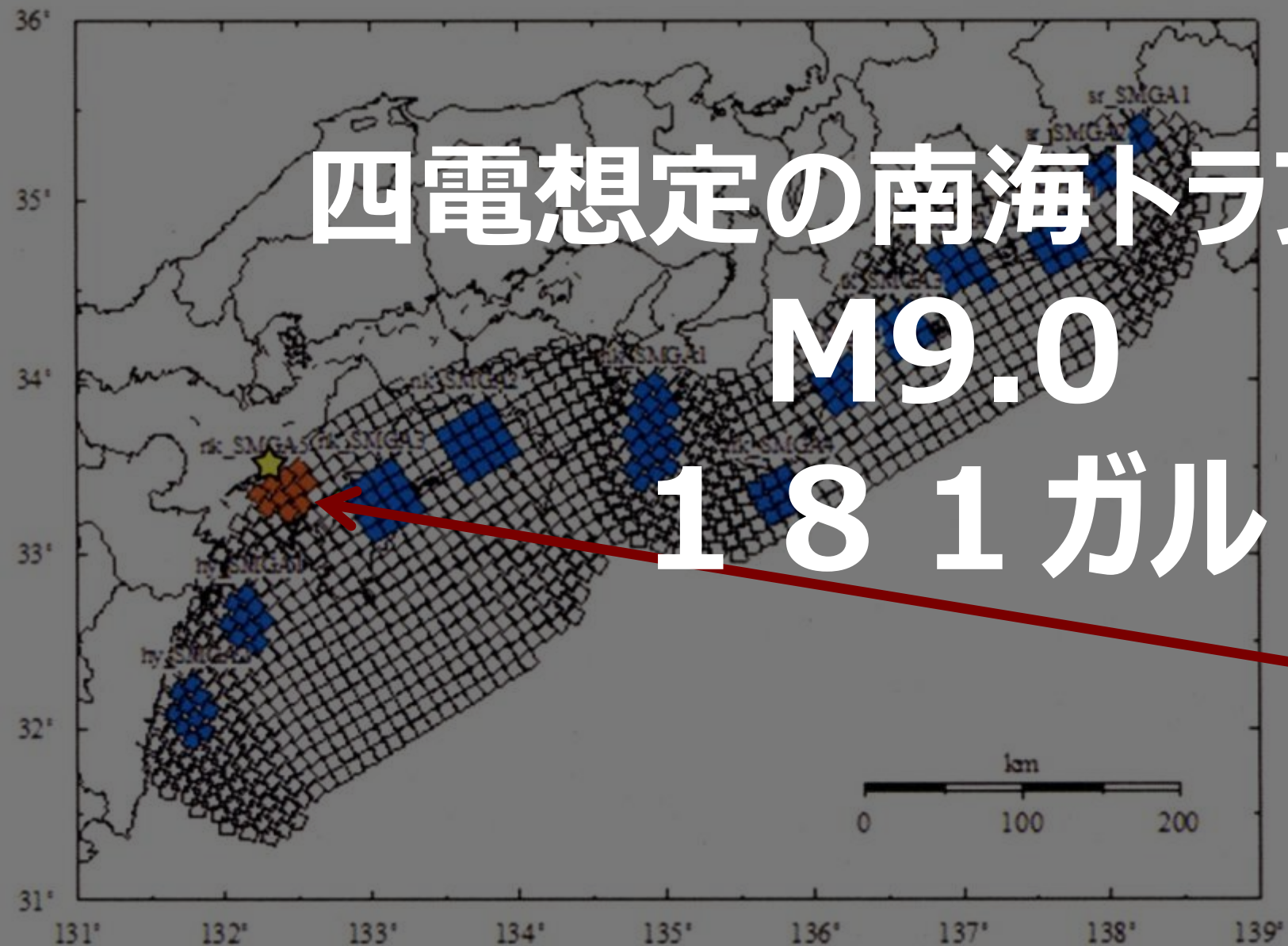
M 8 ~ **M 9** ※

※M9~はここ100年
世界で**5つ**だけ

強震動生成域

敷地直下

四電の想定南海トラフ地震



四電想定南海トラフ地震 **M9** ※

M9.0

181 ガル

地震規模

※M9~はここ100年
世界で**5つ**だけ

強震動生成域

敷地直下

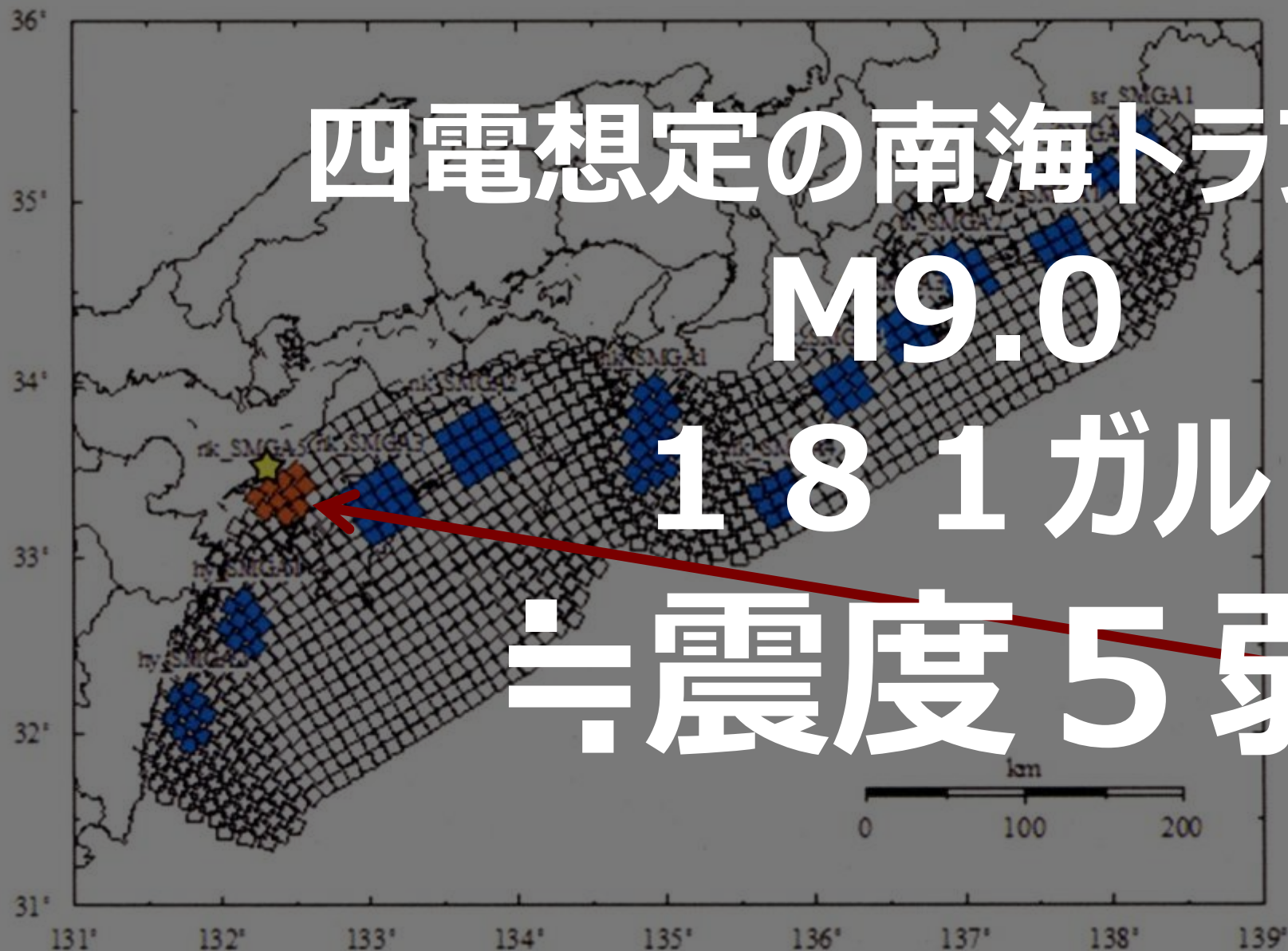
震度、最大加速度の概略の対応表

震度等級	最大加速度（ガル）
震度4	40～110ガル程度
震度5弱	110～240ガル程度
震度5強	240～520ガル程度
震度6弱	520～830ガル程度
震度6強	830～1500ガル程度
震度7	1500ガル程度～

南海トラフ地震
の想定
181ガル

（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

この裁判の争点（南海トラフ地震の問題点②）



地震規模

四電想定南海トラフ地震 **M9** ※

※M9~はここ100年
世界で5つだけ

強震動生成域

敷地直下

5弱



〔震度 5弱〕

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

5強



〔震度 5強〕

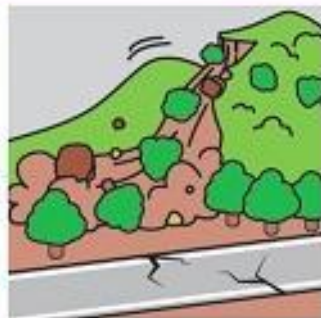
- 物につかまらなると歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

耐震性が高い

耐震性が低い

倒れるものもある。

6強



耐震性が高い



耐震性が低い

〔震度 6強〕

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

7



耐震性が高い



耐震性が低い

〔震度 7〕

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

東北地方太平洋沖地震

M9.0

最大震度7

5弱



- 【震度5弱】
- 大半の人が恐怖を感じ、物に倒れ、物に当たります。
 - 棚にある食器類や本が落ちることがある。
 - 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがあります。



耐震性が高い



耐震性が高い

耐震性が低い



耐震性が低い

倒れるものもある。

5強



- 【震度5強】
- 物につかまらなないと歩くことが難しい。
 - 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
 - 固定していない家具が倒れることがある。
 - 補強されていないブロック塀が崩れることがある。



- 【震度6強】
- つかまないと動くことができない。飛ばされることもある。
 - 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
 - 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
 - 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

5強

7



耐震性が高い



耐震性が低い

- 【震度7】
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
 - 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
 - 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

5弱



【震度 5弱】

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

5強



【震度 5強】

- 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないコンクリート造りなど、耐震性が低い建物は、傾くものや、倒れるものが増える。

6強



【震度 6強】

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が生じることがある。

7



【震度 7】

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

南海トラフ地震 M9.0 最大震度 5弱

耐震性が高い

耐震性が低い

倒れるものもある。

耐震性が低い

耐震性が高い

耐震性が低い

5弱



[震度 5弱]

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。



耐震性が高い

耐震性が低い

倒れるものもある。

6強



[震度 6強]

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

耐震性が高い

耐震性が低い

倒れるものもある。

きちんと審査されたのか？

想定南海トラフ地震

M9.0

最大震度 5弱

耐震性が高い

耐震性が低い

[震度 7]

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

債権者の求釈明

南海トラフ地震の地震動想定

1 8 1 ガルの合理性の有無の審査記録は？

債権者の求釈明

南海トラフ地震の地震動想定

1 8 1 ガルの合理性の有無の審査記録は？

四電の釈明

平成26年5月23日

第114回

原子力発電所の新規制基準適合性に係る

審査会合

(乙250)

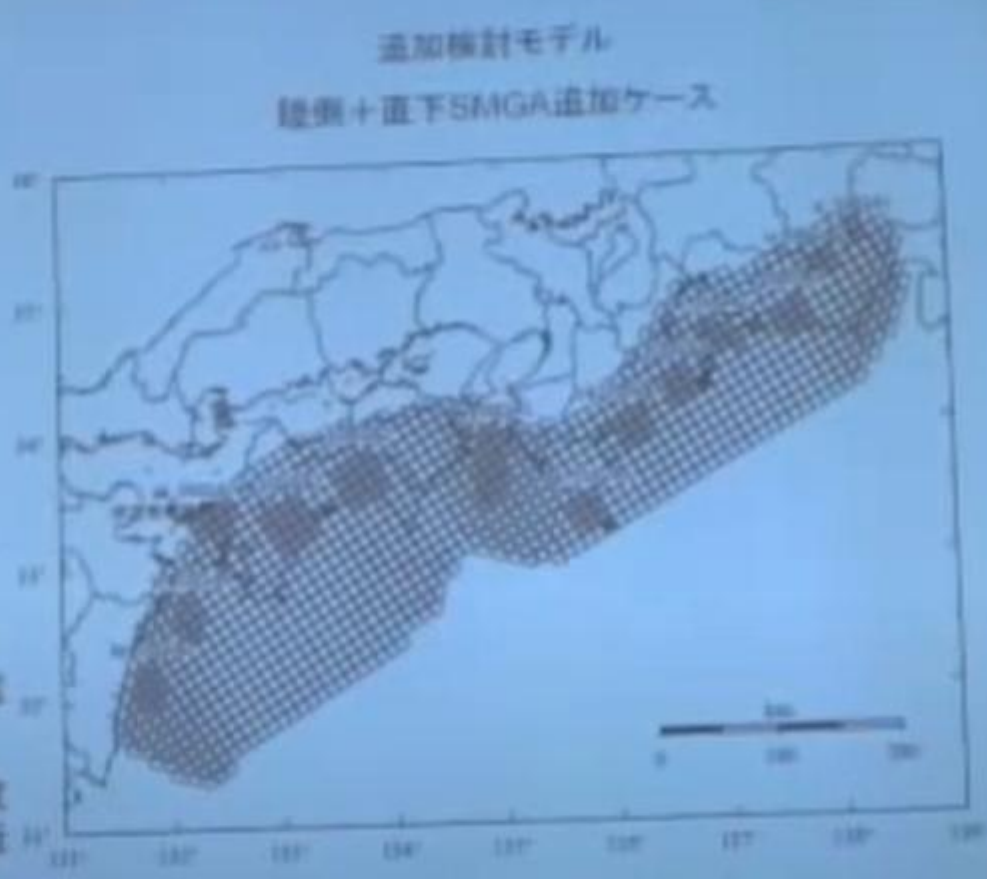


原子力規制委員会

第114回 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 (平成26年5月23日)

<https://www.youtube.com/watch?v=6M-kgoE79aE&t=7815s>

伊方発電所での追加検討モデルについて
敷地に最も近い日向灘のSMGAを敷地近傍に追加配置した。



- 発電所直下に配置するSMGAの考え方
- 1 基本ケースのSMGAと伊方発電所との平面位置関係は、日向灘域のSMGAに近い
 - 2 沈み込むフィリピン海プレート(青い等深度線)から判断すると、伊方発電所直下の深さに近いのは日向灘域のSMGA
 - 3 南海域のSMGAはプレートの傾斜がきつくなる前の領域に配置されており、形状がフラットで面積が広いのに対し、日向灘域のSMGAは傾斜がきつくなり始めた領域に位置しており、プレートの湾曲を考慮した形状となっている。

以上のことから発電所直下に配置するSMGAは、日向灘域のSMGAを参照して設定することとし、安全側の評価に追加して配置した(右図)。



181ガルについてのスライド

1枚のみ

18秒だけ

181ガルの説明なし



42:49 / 3:43:32





南海トラフ地震 181ガル

実質的には審査審査されていない
「欠落」がある



42:49 / 3:43:32



伊方最高裁の要旨

(原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な) 調査審議に用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の**調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があり**、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。

目次

本裁判の争点

主張立証責任

基準地震動等が低水準であるとの主張

南海トラフ地震想定の不合理的

結論

伊方3号機

原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に
看過しがたい過誤、欠落がある

伊方3号機

原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に
看過しがたい過誤、欠落がある



人格権侵害の具体的危険がある

最後に

以上